

豊川市特別職報酬等審議会

資 料

令和3年11月8日

目 次

・ 豊川市特別職報酬等審議会委員名簿	1
・ 豊川市特別職報酬等審議会条例	2
・ 豊川市長等の給与に関する条例	2
・ 豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例	3
・ 本市の市長、副市長、教育長及び議会議員の給料等改定状況調	4
・ 本市特別職報酬等審議会における答申等の状況	5
・ 令和3年度県内各市の市長等の月額・年収比較【令和3年度給与改定後推計版】	8
・ 令和3年度県内各市の議会議員の議員報酬額等の月額・年収比較【令和3年度給与改定後推計版】	9
・ 令和3年度県内各市の市長等給料額及び議員報酬額の比較付表	10
・ 県内市長の給与月額の推移 (本市報酬審議会開催年における比較)	11
・ 県内副市長の給与月額の推移 (")	12
・ 県内教育長の給与月額の推移 (")	13
・ 県内議会議長の報酬月額の推移 (")	14
・ 県内議会副議長の報酬月額の推移 (")	15
・ 県内議会議員の報酬月額の推移 (")	16
・ 令和2年度県内各市の歳入歳出決算額等の状況 (普通会計ベース)	17
・ 令和2年度県内各市の決算からみる人件費比率等の状況 (普通会計ベース)	18
・ 一般会計歳入決算の状況	19
・ 本市の市長、副市長、教育長及び議会議員の年収額の推移	20
・ 市税収入の推移	20
・ 人事院勧告制度	21

豊川市特別職報酬等審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

役職名	氏名
豊川青年会議所理事長	大石 宗弘
住民の代表	神谷 美也子
住民の代表	河合 美恵子
ひまわり農業協同組合代表理事組合長	権田 晃範
連合愛知三河東地域協議会事務局長	酒井 雅喜
豊川商工会議所女性会会長	鈴木 鈴子
社会教育委員	塚越 京子
豊川市連区長会会長	細井 勉
有識者	山口 府紀
豊川市社会福祉協議会会長	山脇 実

○豊川市特別職報酬等審議会条例

昭和40年3月24日条例第3号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、豊川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、豊川市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後最初に行われる審議会及び委員の更新により最初に行われる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○豊川市長等の給与に関する条例

昭和54年12月25日条例第23号

市長等給与条例（昭和27年豊川市条例第5号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の受ける給与について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 市長等の受ける給与は、給料及び期末手当とする。

(給料)

第3条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。

(1) 市長 月額 1,069,000円

(2) 副市長 月額 874,000円

(3) 教育長 月額 768,000円

(期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料の月額に、その給料の月額に100分の20を乗じて得た額及びその給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

(給与の支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の受ける給与の支給方法は、豊川市職員給与条例（昭和27年豊川市条例第4号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

1 この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

○豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例
昭和31年12月1日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 562,000円
- (2) 副議長 月額 512,000円
- (3) 議員 月額 479,000円

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで議員報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が職務のため旅行したときは、豊川市職員旅費条例(昭和43年豊川市条例第4号)の規定の例により、議長にあつては市長の、副議長及び議員にあつては副市長の旅費に相当する額を弁償する。

(期末手当)

第5条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内にその職を離れた者又は死亡した者についても同様とする。

2 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(その職を離れた者又は死亡した者にあつては、その職を離れた日又は死亡した日現在。次項において同じ。)における議員報酬の月額に、この月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。

4 基準日において議長若しくは副議長の職にある者又は基準日前6箇月以内の期間において議長若しくは副議長の職にあつた者に対しては、前2項の規定により計算して得た額に、基準日現在における議長又は副議長の議員報酬の月額と議員の議員報酬の月額との差

額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とみなして第2項(同項各号を除く。)の規定を適用して計算して得た額(議長又は副議長の在職期間が6箇月に満たない場合は、当該在職期間における月数に応じて算定した額)を加算した額を期末手当として支給する。

5 前項の議長又は副議長の在職期間を計算する場合において、1箇月未満の端数を生じたときは、15日以上は1箇月とし、15日未満は切り捨てる。

(議員報酬等の支給方法)

第6条 この条例に定めるもののほか、議長、副議長及び議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、豊川市職員給与条例(昭和27年豊川市条例第4号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年10月1日から適用する。

2 昭和49年度に限り、第5条の規定による期末手当のほか、昭和49年4月27日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対して期末手当を支給する。

3 前項の規定による期末手当の額は、基準日において議員が受けるべき報酬月額を基礎として、一般職の市職員の例により算出した額とする。

◆本市の市長、副市長、教育長及び議会議員の給料等改定状況調

※昭和43年以降

(単位 円)

年度	改定年月日	市長		副市長		教育長		議長		副議長		議員	
		月額	改定率	月額	改定率	月額	改定率	月額	改定率	月額	改定率	月額	改定率
S43	S43.7.1	170,000	-	120,000	-	95,000	-	70,000	-	60,000	-	55,000	-
	S44.4.1	180,000	5.88%	130,000	8.33%	100,000	5.26%						
S44	S45.4.1	200,000	11.11%	150,000	15.38%	120,000	20.00%	80,000	14.29%	70,000	16.67%	65,000	18.18%
S45	S45.9.1	-	-	170,000	13.33%	-	-	-	-	-	-	-	-
	S45.10.1	-	-	-	-	135,000	12.50%	90,000	12.50%	80,000	14.29%	75,000	15.38%
S46	S46.10.1	230,000	15.00%	180,000	5.88%	145,000	7.41%	-	-	-	-	-	-
	S47.4.1	250,000	8.70%	-	-	150,000	3.45%	-	-	-	-	-	-
S47	S47.10.1	270,000	8.00%	210,000	16.67%	170,000	13.33%	130,000	44.44%	110,000	37.50%	100,000	33.33%
	S48.4.1	300,000	11.11%	240,000	14.29%	190,000	11.76%	-	-	-	-	-	-
S48	S49.4.1	350,000	16.67%	280,000	16.67%	220,000	15.79%	170,000	30.77%	150,000	36.36%	140,000	40.00%
S49	S49.10.1	400,000	14.29%	320,000	14.29%	250,000	13.64%	180,000	5.88%	160,000	6.67%	150,000	7.14%
S51	S51.10.1	480,000	20.00%	380,000	18.75%	330,000	32.00%	220,000	22.22%	200,000	25.00%	180,000	20.00%
S52	S52.10.1	520,000	8.33%	420,000	10.53%	360,000	9.09%	240,000	9.09%	220,000	10.00%	200,000	11.11%
	S53.4.1	540,000	3.85%	440,000	4.76%	380,000	5.56%	-	-	-	-	-	-
S53	S53.10.1	560,000	3.70%	460,000	4.55%	400,000	5.26%	260,000	8.33%	240,000	9.09%	220,000	10.00%
S54	S54.10.1	590,000	5.36%	490,000	6.52%	420,000	5.00%	300,000	15.38%	270,000	12.50%	250,000	13.64%
S55	S55.10.1	620,000	5.08%	520,000	6.12%	440,000	4.76%	320,000	6.67%	300,000	11.11%	280,000	12.00%
S56	S57.4.1	680,000	9.68%	540,000	3.85%	480,000	9.09%	-	-	-	-	-	-
S59	S59.10.1	700,000	2.94%	580,000	7.41%	520,000	8.33%	-	-	-	-	-	-
S60	S60.3.1	-	-	-	-	-	-	360,000	12.50%	340,000	13.33%	320,000	14.29%
S61	S61.10.1	780,000	11.43%	650,000	12.07%	580,000	11.54%	430,000	19.44%	400,000	17.65%	370,000	15.63%
H1	H1.10.1	860,000	10.26%	720,000	10.77%	610,000	5.17%	470,000	9.30%	435,000	8.75%	400,000	8.11%
H2	H3.4.1	910,000	5.81%	760,000	5.56%	640,000	4.92%	490,000	4.26%	455,000	4.60%	420,000	5.00%
H4	H4.10.1	970,000	6.59%	800,000	5.26%	670,000	4.69%	530,000	8.16%	485,000	6.59%	450,000	7.14%
H6	H6.10.1	1,000,000	3.09%	820,000	2.50%	685,000	2.24%	550,000	3.77%	500,000	3.09%	465,000	3.33%
H8	H8.10.1	1,040,000	4.00%	850,000	3.66%	725,000	5.84%	570,000	3.64%	520,000	4.00%	485,000	4.30%
H15	H16.4.1	1,029,000	△1.06%	841,000	△1.06%	717,000	△1.10%	564,000	△1.05%	514,000	△1.15%	480,000	△1.03%
H17	H18.4.1	1,073,000	4.28%	877,000	4.28%	755,000	5.30%	-	-	-	-	-	-
H20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H21	H22.4.1	1,069,000	△0.37%	874,000	△0.34%	753,000	△0.26%	562,000	△0.35%	512,000	△0.39%	479,000	△0.21%
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	H28.4.1	-	-	-	-	768,000	1.99%	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

◆本市特別職報酬等審議会における答申等の状況

開催年度	第1回	第2回	第3回	答申日	市長等給料	議員報酬	改定年月日	答申の内容
【H18.2.1】 一宮町との合併								
H20年度	H20.11.12	H20.12.24	H21.1.9	H21.1.9	据え置き	据え置き	-	<ul style="list-style-type: none"> 合併により市域、人口ともに拡大し、特別職の職責、仕事量は益々大きなものとなっており、それに見合う報酬等が求められる。 経済情勢は未曾有の危機的状況であり、本市の財政指標は県内では決して高くなく、厳しい財政運営が予想される状況である。 報酬等の額は2町との合併後の人口と同規模以上の類似団体の中では平均以上の水準であり、県内の各市と比較しても中位から上位の水準である。 議員定数については、社会情勢や市財政の動向を踏まえ、一層の適正化を検討されたいと考える。 上記の観点から、報酬等の水準については増額をする状況にはないが、減額をするにしてもその指標が定かでないこと等から、減額には慎重であるべきである。 本審議会を定例的に開催してきたが、このような状況が続く限り、さらに短い周期で開催し、時機を得て適切な答申を行っていくことが必要である。 以上の要素を総合的に勘案し、付帯意見を付した上で据え置きとすることが適当である。
【H20.1.15】 音羽町及び御津町との合併								
H21年度	H21.11.24	H21.12.14	H22.1.7	H22.1.7	市長 △4,000円 副市長 △3,000円	議長 △2,000円 副議長 △2,000円 議員 △1,000円	H22.4.1	<ul style="list-style-type: none"> 特別職には職務と責任に見合う報酬等が求められるが、小坂井町との合併後の人口と同規模以上の一般市の中では平均以上の水準にあり、県内の各市と比較しても決して低い水準ではない。 議員の条例定数については、社会情勢や市財政の動向を踏まえ、常に適正化を検討されたいと考える。 経済状況は未曾有の危機的状況を脱しておらず、本市の財政状況は合併等による財政効果を考慮しても決して楽観できる状況になく、今後相当の期間に渡って厳しい財政運営が予想される。 上記のことから、報酬等の水準については増額をする状況にはなく、現状維持又は減額どちらかの選択となる。 以上の要素を総合的に勘案し、国会議員及び国の特別職と同様に△0.3%を基に引き下げることが適当である。
【H22.2.1】 小坂井町との合併								
H23年度	H23.11.28	H23.12.26	H24.1.12	H24.1.16	据え置き	据え置き	-	<ul style="list-style-type: none"> 合併による市域、人口の拡大とともに、特別職の職責、仕事量は合併前と比較して大きなものとなっており、その職務と責任に見合う報酬等が求められるが、報酬等の額は県内の各市と比較しても決して低い水準ではない。一方で、市長については、2期目の退職手当を不支給とする条例が可決されている。 議員定数については、平成23年4月の選挙により合併特例による40人から30人に見直され、一定の評価はできるが、社会情勢や市財政の動向を踏まえ、常に適正化を検討されたい。 議員報酬については、兼業で議員を行う者や定年退職後の者には高い水準であるという意見と、専業として議員にチャレンジする者にふさわしい水準にすべきであるという2つの意見があった。 本市の財政状況について、財政力指数は県内で下位、実質収支は黒字であるが市債に依存している部分もあり、今後の歳出の増加等も懸念される。 人事院勧告に対する対応については、本市職員は、これまで人事院勧告に準拠して給与を改定している。 以上の要素を総合的に判断し、特別職の報酬については据え置き、議員報酬については据え置きと引き下げるべきであるという意見が拮抗したが、付帯意見を付して据え置きとする。
H25年度	H25.11.29	H25.12.17	-	H26.1.16	据え置き	据え置き	-	<ul style="list-style-type: none"> 景気の一部に明るい兆しも見え始めているが、消費税増税の駆け込み需要の反動が予測されるなど、その動向を見守る必要がある。 人事院勧告はここ2年据え置きとなっているが、特別職報酬を改定の際には、これまで人事院勧告を参考として行っている。 本市の財政状況については、財政力指数等の各種数値で見ると楽観視はできないが、法律で規定する健全性は保たれており、報酬を下げるほどの危機的状況ではない。 本市の特別職報酬は県内各市と比較して決して低い水準ではないが、市域、人口の拡大とともに特別職の職責、仕事量は大きなものとなっているため、財政が許す限りはその職務と責任に見合った報酬が求められる。 議員報酬については、その活動に見合う報酬とすることで優秀な人材が市議となり、市政を担うことが市の発展につながるものである。 議員自らが発信する活動内容や議会の傍聴などを通じ、その活動を常日頃から見ることが議員報酬等の公正な評価につながる。 議員定数及び議員報酬については、議員自らが常に適正化に取り組むべきであり、議会内での今後の議論に期待する。 以上の要素を総合的に勘案し、報酬額等を据え置くこととする。

◆本市特別職報酬等審議会における答申等の状況

開催年度	第1回	第2回	第3回	答申日	市長等給料	議員報酬	改定年月日	答申の内容
H27年度	H23.11.28	H23.12.26	H24.1.12	H28.1.18	教育長 +15,000円	据え置き	H28.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済は、アベノミクスの「三本の矢」の一体的推進により景気は緩やかな回復基調にあるが、海外景気の下振れや金融資本・商品市場の動向等には十分留意する必要がある、今後も民間事業所の給与実態の変動に注視しなければならない。 ・法改正により、教育委員長と教育長を新教育長として一本化し、教育行政の第一義的な責任者として明確に位置づけたことで、その職務は極めて重要なものとなったため、職務・職責に応じた報酬額を設定する必要がある。 ・本市においては、今後も歳入歳出面において厳しい財政状況が続くものと想定されるが、志を高くもち、商工業や農業の発展に向け先行投資をすることで財政力の回復につなげていくことも重要と考える。 ・一般職の地域手当については、平成27年度の人事院勧告において支給率を前倒して引き上げる措置がとられることになった。特別職の報酬等についても、人事院勧告を参考とし、一般職員と同様に地域の民間給与水準を踏まえ、柔軟に対応することが求められる。 ・特別職の報酬等の額は、県内各市との比較では決して低い水準ではないが、住民ニーズも多種多様化し、職務・職責は非常に大きなものとなっているため、それに合った報酬等が求められる。 ・議員には、市民の代表として、行政のチェック機能のみならず市民の意見を反映した政策提案機能の充実も求められているため、優秀な人材が議員となり、市の発展に貢献するためにはその成果に見合う報酬が必要である。 ・以上の要素を総合的に勘案し、議員の報酬並びに市長及び副市長の給料については据え置きとし、教育長については法改正による職務・職責の増大及び県内各市の給料水準を考慮し、2%の引き上げが妥当であるとの結論に達した。ただし、県内各市の動向も踏まえ、近々の経済情勢の変化に沿った報酬額とするため、平成28年度に再審議することを切望する。
H28年度	H23.11.28	H23.12.26	H24.1.12	H28.12.16	据え置き	据え置き	-	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済は、緩やかな回復基調が続いている。しかし、日本の経済状態を示す各種指標に大きな変化はなく、昨夏以降、世界経済の見通しに対する下方リスクが高まり、個人消費や設備投資等の民需に力強さを欠いた状況となっている。 ・県内他市の改定状況では、平成28年度は、複数の市において月額報酬等の引き上げ改定が行われたが、その多くは地域手当支給率の引き上げによるものであった。他市と比較する場合においては、報酬等の月額ではなく年収額が妥当。また、特別職の期末手当については支給率の引き上げに伴い、年収額は3年連続での増額が予想されるため、それに加え、月額報酬等の引き上げを行うには、慎重な判断が必要である。 ・多種多様化する行政ニーズへの対応など、特別職の職責、仕事量は益々大きなものとなり、その職務と責任に見合う報酬等が求められているところであるが、報酬等の額は、月額、年収額ともに県内各市と比較しても決して低い水準であるとは言えない。 ・本市の財政状況については、法律で規定する健全性は保たれており、財政力指数等の一部指標において改善は見られるものの、依然各種財政指標の県内37市(名古屋市除く。)平均値と比べ余裕があるといえず、また、今後の豊川市中長期財政推計では収支不足が見込まれるなど、引き続き、歳入歳出において厳しい財政状況が続くものと想定される。 ・以上の要素を総合的に勘案し、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、据え置くこととする。
H30年度	H23.11.28	H23.12.26	H24.1.12	H31.1.15	据え置き	据え置き	-	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済は、輸出や生産活動が台風等の災害の影響を受けて弱含みとなっており、一時的に景気回復に影響はあったものの、設備投資については省力化設備や東京五輪関連を中心に底堅く推移しており、個人消費も緩やかな回復基調が続いている。しかし、機械受注の外需が高水準ながら減少に転じ、輸出の増勢は災害影響を除いても鈍化傾向にあるため、輸出関連の設備投資にも下押し圧力が加わることが予測され、その行方には注視が必要である。 ・平成31年10月、消費税率の引上げが見込まれる中、需用変動に対して機動的な対応を図る一方で、企業収益の拡大が賃金の上昇や雇用の拡大につながり、消費の拡大や投資を通じて更なる企業収益の拡大に結びつき、給与勧告に多分に影響を与える可能性があるため、動向を見守る必要がある。 ・豊川市の特徴と言える3度の合併により、特別職や職員の削減など、人件費を大幅に抑制することができたことは、報酬等の改定に大きな影響を与える一定の成果であると考えられる。しかし、本市は、「第6次豊川市総合計画」、「豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「政策ビジョン工程計画」に位置付けられた施策を着実に実行し、積極的な財政の健全化に取り組むことで、法律で規定する健全性は保たれ、適正な財政運営を進めているものの、豊川市中長期財政計画では、平成31年度以降収支不足額が見込まれており、依然歳入歳出において厳しい財政状況が続くものと予測される。 ・地方自治体は、自立した財政運営を行うための「体力」を身につける必要がある。地域の特性を生かした個性的な施策の展開を図るとともに、持続可能なまちづくりを行うため、特別職にかかる責任は非常に重大なものである。多種多様化する行政ニーズへの対応など、特別職の職責、仕事量は益々大きなものとなり、その職務と責任に見合う報酬等が求められているところである。しかし、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当支給率が上げられることで年収額が5年連続の増額となり、また報酬等の額は、月額、年収額ともに県内各市と比較しても決して低い水準でないため、慎重な判断が必要である。 ・人口減少社会において増大する様々な困難課題について、民主的に合意形成を進めていく上で、地方議会の役割は重要である。議員定数や議員報酬など、議会での議論に期待が高まる一方で、一部の地域では人手不足が深刻な問題となっている。そうした中、18万都市の議員活動に見合う報酬により、優秀な人材が議員となり、会期中のみならず地域での活動も一層活発化することで、議会の意義、価値観もより高まり、豊川市の自立的で持続可能な発展につながると考える。 ・以上の要素を総合的に勘案し、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、据え置くこととする。

◆本市特別職報酬等審議会における答申等の状況

開催年度	第1回	第2回	第3回	答申日	市長等給料	議員報酬	改定年月日	答申の内容
R2年度	R2.11.24	R2.12.21	-	R3.1.20	据え置き	据え置き	-	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の報酬等の額の決定に当たっては、現下の本市の経済状況やこれまでの額の推移、また、他市の動向なども踏まえつつ、市民が納得できる決定をする必要がある。 ・新型コロナウイルスの感染拡大により、今後の経済状況の見通しは厳しく、市民生活に影響を及ぼしている点を重視する必要がある。 ・他市の動向では、コロナ禍において特別職自らが率先して報酬等の額を減額しているところもみられ、減額のタイミングを逸すると、後手に回ったという印象を与える事となる。市民感情を考慮すれば、減額を踏まえた検討を行うべきであると思われる。 ・本市の経済状況を考えれば、特別職の報酬等の額を減額することで、率先して市民と痛みを分かち合うべきであるといった考え方もあるが、現時点の特別職の報酬等の額は、平成22年度から概ね据え置かれ、県内でも高い水準にはない。また、期末手当の額は、人事院勧告の内容を踏まえ、本年度から年間の支給月数を0.05月分減額することが決定されている。 ・また、減額をするにしても、経済状況を具体的に示す客観的な判断材料が乏しい現時点での減額には慎重であるべきとする意見もあり、今回の審議だけで判断することは難しい状況にある。 ・本審議会は、おおむね隔年で開催してきたが、平成20年のいわゆるリーマンショック時には連続して審議会を開催した例があり、本市の経済状況に大きな変化があった際には、短い周期で開催することにより、時機を得て適切な報酬水準の検討を行うことも適切な手法の一つと思われる。 ・以上の要素を総合的に勘案し、付帯意見を付したうえで、据え置きとすることが適当である。

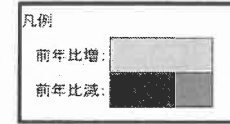
◆令和3年度県内各市の市長等給料額及び議員報酬額の比較付表

金額順(※印は地域手当を含む。議長、副議長、議員に地域手当を支給している自治体はありません。)

(単位 円)

市名	市長	順位	市名	副市長	順位	市名	教育長	順位	市名	議長	順位	市名	副議長	順位	市名	議員	順位
豊田市	1,309,640 ※	1	豊田市	1,103,160 ※	1	豊田市	885,080 ※	1	豊田市	759,000	1	豊田市	691,000	1	豊田市	642,000	1
岡崎市	1,239,810 ※	2	岡崎市	1,040,910 ※	2	安城市	838,880 ※	2	岡崎市	740,000	2	岡崎市	672,000	2	岡崎市	617,000	2
刈谷市	1,172,760 ※	3	刈谷市	960,480 ※	3	東海市	830,000	3	豊橋市	716,000	3	豊橋市	651,000	3	豊橋市	585,000	3
安城市	1,165,920 ※	4	安城市	954,240 ※	4	一宮市	829,980 ※	4	春日井市	646,000	4	一宮市	587,000	4	一宮市	545,000	4
一宮市	1,146,920 ※	5	一宮市	942,340 ※	5	刈谷市	824,760 ※	5	一宮市	639,000	5	春日井市	584,000	5	春日井市	536,000	5
小牧市	1,139,500 ※	6	小牧市	935,980 ※	6	岡崎市	824,330 ※	6	小牧市	596,000	6	刈谷市	548,000	6	小牧市	504,000	6
西尾市	1,107,700 ※	7	豊橋市	915,000	7	知多市	796,400 ※	7	刈谷市	590,000	7	小牧市	534,000	7	刈谷市	487,000	7
豊橋市	1,091,000	8	春日井市	894,000	8	西尾市	789,800 ※	8	安城市	576,000	8	安城市	533,000	8	稲沢市	483,000	8
碧南市	1,083,240 ※	9	碧南市	887,760 ※	9	小牧市	783,340 ※	9	豊川市	562,000	9	豊川市	512,000	9	安城市	480,000	9
東海市	1,073,000	10	東海市	881,000	10	大府市	782,000	10	稲沢市	554,000	10	西尾市	511,000	10	豊川市	479,000	10
春日井市	1,072,000	11	豊川市	874,000	11	春日井市	779,000	11	西尾市	551,000	11	稲沢市	504,000	11	犬山市	472,000	11
豊川市	1,069,000	12	半田市	873,000	12	半田市	774,000	12	瀬戸市	549,000	12	碧南市	503,000	12	東海市	467,000	12
知多市	1,061,500 ※	13	大府市	870,000	13	碧南市	772,200 ※	13	東海市	549,000	12	東海市	500,000	13	半田市	460,000	13
半田市	1,061,000	14	西尾市	865,700 ※	14	豊川市	768,000	14	半田市	547,000	14	半田市	496,000	14	大府市	458,000	14
大府市	1,053,000	15	知多市	865,700 ※	14	瀬戸市	765,320 ※	15	大府市	545,000	15	大府市	492,000	15	蒲郡市	457,000	15
瀬戸市	1,048,340 ※	16	瀬戸市	860,720 ※	16	みよし市	760,100 ※	16	碧南市	543,000	16	蒲郡市	489,000	16	西尾市	455,000	16
尾張旭市	1,041,980 ※	17	犬山市	848,000 ※	17	犬山市	752,600 ※	17	尾張旭市	533,000	17	犬山市	487,000	17	瀬戸市	451,000	17
犬山市	1,021,840 ※	18	みよし市	837,100 ※	18	尾張旭市	749,420 ※	18	蒲郡市	532,000	18	江南市	485,000	18	江南市	450,000	18
みよし市	1,015,300 ※	19	尾張旭市	835,280 ※	19	豊明市	740,000	19	江南市	532,000	18	瀬戸市	481,000	19	碧南市	448,000	19
稲沢市	993,000	20	稲沢市	818,000	20	稲沢市	733,000	20	知多市	530,000	20	知多市	480,000	20	知多市	448,000	19
日進市	992,000	21	江南市	816,000	21	田原市	731,400 ※	21	犬山市	527,000	21	北名古屋市	470,000	21	岩倉市	431,000	21
岩倉市	989,000	22	岩倉市	816,000	21	日進市	731,000	22	北名古屋市	525,000	22	尾張旭市	464,000	22	北名古屋市	431,000	21
あま市	987,920 ※	23	日進市	815,000	23	江南市	727,000	23	日進市	523,000	23	日進市	464,000	22	日進市	430,000	23
田原市	985,800 ※	24	田原市	805,600 ※	24	岩倉市	716,000	24	あま市	516,000	24	岩倉市	462,000	24	尾張旭市	426,000	24
豊明市	985,000	25	豊明市	804,000	25	あま市	711,260 ※	25	清須市	515,000	25	愛西市	454,000	25	津島市	417,000	25
北名古屋市	977,000	26	北名古屋市	800,000	26	豊橋市	710,000	26	岩倉市	512,000	26	あま市	451,000	26	知立市	405,000	26
江南市	961,000	27	あま市	796,060 ※	27	北名古屋市	710,000	26	愛西市	506,000	27	弥富市	446,000	27	豊明市	405,000	26
愛西市	934,000	28	蒲郡市	781,000	28	知立市	699,000	28	田原市	500,000	28	豊明市	445,000	28	清須市	405,000	26
知立市	931,000	29	新城市	775,000	29	蒲郡市	697,000	29	豊明市	499,000	29	津島市	441,000	29	あま市	405,000	26
弥富市	931,000	29	愛西市	773,000	30	津島市	680,000	30	弥富市	498,000	30	田原市	430,000	30	愛西市	404,000	30
蒲郡市	927,000	31	知立市	772,000	31	新城市	680,000	30	知立市	496,000	31	常滑市	429,000	31	弥富市	398,000	31
新城市	925,000	32	弥富市	770,000	32	愛西市	674,000	32	みよし市	496,000	31	長久手市	429,000	31	常滑市	392,000	32
清須市	920,000	33	津島市	761,000	33	常滑市	673,000	33	長久手市	495,000	33	知立市	426,000	33	田原市	390,000	33
常滑市	919,000	34	常滑市	753,000	34	弥富市	672,000	34	常滑市	489,000	34	清須市	425,000	34	みよし市	385,000	34
津島市	906,000	35	清須市	750,000	35	清須市	670,000	35	新城市	489,000	34	みよし市	425,000	34	新城市	372,000	35
高浜市	901,000	36	高浜市	749,000	36	長久手市	661,000	36	津島市	481,000	36	新城市	409,000	36	長久手市	367,000	36
長久手市	892,000	37	長久手市	727,000	37	高浜市	642,000	37	高浜市	450,000	37	高浜市	387,000	37	高浜市	361,000	37
37市平均	1,027,842		37市平均	846,649		37市平均	744,942		37市平均	548,811		37市平均	491,811		37市平均	452,649	

◆県内議会議長の報酬月額推移(本市報酬審議会開催年における比較)



(単位 円)

人口順	市名	人口 (R3.4.1)	平成28年度			平成30年度			令和2年度			令和3年度			市名
			報酬月額	順位	適用年月日	報酬月額	順位	適用年月日	報酬月額	順位	適用年月日	報酬月額	順位	適用年月日	
1	豊田市	421,280	753,000	1	H21.12.1	753,000	1	H21.12.1	759,000	1	H31.4.1	759,000	1	H31.4.1	豊田市
2	岡崎市	386,252	712,000	3	H27.4.1	736,000	2	H29.4.1	740,000	2	H31.4.1	740,000	2	H31.4.1	岡崎市
3	一宮市	383,582	639,000	5	H27.5.1	639,000	5	H27.5.1	639,000	5	H27.5.1	639,000	5	H27.5.1	一宮市
4	豊橋市	373,833	716,000	2	H27.4.1	716,000	3	H27.4.1	716,000	3	H27.4.1	716,000	3	H27.4.1	豊橋市
5	春日井市	310,317	640,000	4	H27.4.1	646,000	4	H30.4.1	646,000	4	H30.4.1	646,000	4	H30.4.1	春日井市
6	安城市	189,877	572,000	8	H27.4.1	576,000	8	H30.4.1	576,000	8	H30.4.1	576,000	8	H30.4.1	安城市
7	豊川市	186,554	562,000	9	H22.4.1	562,000	9	H22.4.1	562,000	9	H22.4.1	562,000	9	H22.4.1	豊川市
8	西尾市	171,173	551,000	11	H24.4.1	551,000	11	H24.4.1	551,000	11	H24.4.1	551,000	11	H24.4.1	西尾市
9	刈谷市	152,673	583,000	7	H28.4.1	590,000	7	H29.4.1	590,000	7	H29.4.1	590,000	7	H29.4.1	刈谷市
10	小牧市	151,920	596,000	6	H12.4.1	596,000	6	H12.4.1	596,000	6	H12.4.1	596,000	6	H12.4.1	小牧市
11	稲沢市	135,941	554,000	10	H28.4.1	554,000	10	H28.4.1	554,000	10	H28.4.1	554,000	10	H28.4.1	稲沢市
12	瀬戸市	129,096	548,000	12	H24.4.1	549,000	12	H30.4.1	549,000	12	H30.4.1	549,000	12	H30.4.1	瀬戸市
13	半田市	119,102	534,000	16	H22.4.1	545,000	14	H30.4.1	547,000	14	H31.4.1	547,000	14	H31.4.1	半田市
14	東海市	114,615	547,000	13	H27.4.1	547,000	13	H27.4.1	549,000	12	H31.4.1	549,000	12	H31.4.1	東海市
15	江南市	99,948	532,000	17	H24.4.1	532,000	18	H24.4.1	532,000	18	H24.4.1	532,000	18	H24.4.1	江南市
16	大府市	92,881	537,000	15	H27.4.1	545,000	14	H30.4.1	545,000	15	H30.4.1	545,000	15	H30.4.1	大府市
17	日進市	92,562	522,000	23	H22.4.1	523,000	23	H29.4.1	523,000	23	H29.4.1	523,000	23	H29.4.1	日進市
18	あま市	89,045	516,000	24	H28.4.1	516,000	24	H28.4.1	516,000	24	H28.4.1	516,000	24	H28.4.1	あま市
19	北名古屋	86,181	525,000	22	H27.4.1	525,000	22	H27.4.1	525,000	22	H27.4.1	525,000	22	H27.4.1	北名古屋
20	知多市	85,061	527,000	20	H28.4.1	527,000	20	H28.4.1	530,000	20	R2.4.1	530,000	20	R2.4.1	知多市
21	尾張旭市	84,135	532,000	17	H27.4.1	533,000	17	H29.4.1	533,000	17	H29.4.1	533,000	17	H29.4.1	尾張旭市
22	蒲郡市	79,558	532,000	17	H22.4.1	532,000	18	H22.4.1	532,000	18	H22.4.1	532,000	18	H22.4.1	蒲郡市
23	犬山市	73,268	527,000	20	H25.4.1	527,000	20	H25.4.1	527,000	21	H25.4.1	527,000	21	H25.4.1	犬山市
24	碧南市	72,765	543,000	14	H15.4.1	543,000	16	H15.4.1	543,000	16	H15.4.1	543,000	16	H15.4.1	碧南市
25	知立市	72,277	496,000	30	H24.4.1	496,000	32	H24.4.1	496,000	31	H24.4.1	496,000	31	H24.4.1	知立市
26	清須市	69,239	515,000	25	H18.5.1	515,000	25	H18.5.1	515,000	25	H18.5.1	515,000	25	H18.5.1	清須市
27	豊明市	68,839	499,000	29	H24.4.1	499,000	30	H24.4.1	499,000	29	H24.4.1	499,000	29	H24.4.1	豊明市
28	愛西市	62,426	500,000	28	H17.4.1	500,000	28	H17.4.1	506,000	27	R2.4.1	506,000	27	R2.4.1	愛西市
29	津島市	61,415	481,000	36	H25.4.1	481,000	36	H25.4.1	481,000	36	H25.4.1	481,000	36	H25.4.1	津島市
30	みよし市	61,277	496,000	30	H25.4.1	496,000	32	H25.4.1	496,000	31	H25.4.1	496,000	31	H25.4.1	みよし市
31	田原市	60,609	490,000	33	H27.4.1	500,000	28	H29.4.1	500,000	28	H29.4.1	500,000	28	H29.4.1	田原市
32	長久手市	60,035	488,000	35	H24.4.1	488,000	35	H24.4.1	495,000	33	R2.4.1	495,000	33	R2.4.1	長久手市
33	常滑市	58,781	503,000	27	H28.4.1	503,000	27	H28.4.1	489,000	34	H31.4.1	489,000	34	H31.4.1	常滑市
34	高浜市	49,257	450,000	37	H7.1.1	450,000	37	H7.1.1	450,000	37	H7.1.1	450,000	37	H7.1.1	高浜市
35	岩倉市	47,992	512,000	26	H10.10.1	512,000	26	H10.10.1	512,000	26	H10.10.1	512,000	26	H10.10.1	岩倉市
36	新城市	44,937	489,000	34	H17.10.1	489,000	34	H17.10.1	489,000	34	H17.10.1	489,000	34	H17.10.1	新城市
37	弥富市	44,221	496,000	30	H25.4.1	498,000	31	H28.10.1	498,000	30	H28.10.1	498,000	30	H28.10.1	弥富市
	37市平均	130,890	546,351			548,378			548,811			548,811			37市平均

◆県内議会副議長の報酬月額推移(本市報酬審議会開催年における比較)



(単位 円)

人口順	市名	人口 (R3.4.1)	平成28年度			平成30年度			令和2年度			令和3年度			市名
			報酬月額	順位	適用年月日	報酬月額	順位	適用年月日	報酬月額	順位	適用年月日	報酬月額	順位	適用年月日	
1	豊田市	421,280	687,000	1	H21.12.1	687,000	1	H21.12.1	691,000	1	H31.4.1	691,000	1	H31.4.1	豊田市
2	岡崎市	386,252	644,000	3	H27.4.1	668,000	2	H29.4.1	672,000	2	H31.4.1	672,000	2	H31.4.1	岡崎市
3	一宮市	383,582	587,000	4	H27.5.1	587,000	4	H27.5.1	587,000	4	H27.5.1	587,000	4	H27.5.1	一宮市
4	豊橋市	373,833	651,000	2	H27.4.1	651,000	3	H27.4.1	651,000	3	H27.4.1	651,000	3	H27.4.1	豊橋市
5	春日井市	310,317	579,000	5	H27.4.1	584,000	5	H30.4.1	584,000	5	H30.4.1	584,000	5	H30.4.1	春日井市
6	安城市	189,877	529,000	8	H27.4.1	533,000	8	H30.4.1	533,000	8	H30.4.1	533,000	8	H30.4.1	安城市
7	豊川市	186,554	512,000	9	H22.4.1	512,000	9	H22.4.1	512,000	9	H22.4.1	512,000	9	H22.4.1	豊川市
8	西尾市	171,173	511,000	10	H24.4.1	511,000	10	H24.4.1	511,000	10	H24.4.1	511,000	10	H24.4.1	西尾市
9	刈谷市	152,673	542,000	6	H28.4.1	548,000	6	H29.4.1	548,000	6	H29.4.1	548,000	6	H29.4.1	刈谷市
10	小牧市	151,920	534,000	7	H12.4.1	534,000	7	H12.4.1	534,000	7	H12.4.1	534,000	7	H12.4.1	小牧市
11	稲沢市	135,941	504,000	11	H28.4.1	504,000	11	H28.4.1	504,000	11	H28.4.1	504,000	11	H28.4.1	稲沢市
12	瀬戸市	129,096	480,000	19	H24.4.1	481,000	19	H30.4.1	481,000	19	H30.4.1	481,000	19	H30.4.1	瀬戸市
13	半田市	119,102	485,000	16	H22.4.1	495,000	14	H30.4.1	496,000	14	H31.4.1	496,000	14	H31.4.1	半田市
14	東海市	114,615	498,000	13	H27.4.1	498,000	13	H27.4.1	500,000	13	H31.4.1	500,000	13	H31.4.1	東海市
15	江南市	99,948	485,000	16	H24.4.1	485,000	18	H24.4.1	485,000	18	H24.4.1	485,000	18	H24.4.1	江南市
16	大府市	92,881	485,000	16	H27.4.1	492,000	15	H30.4.1	492,000	15	H30.4.1	492,000	15	H30.4.1	大府市
17	日進市	92,562	438,000	30	H22.4.1	464,000	22	H29.4.1	464,000	22	H29.4.1	464,000	22	H29.4.1	日進市
18	あま市	89,045	451,000	24	H28.4.1	451,000	25	H28.4.1	451,000	26	H28.4.1	451,000	26	H28.4.1	あま市
19	北名古屋市	86,181	470,000	21	H27.4.1	470,000	21	H27.4.1	470,000	21	H27.4.1	470,000	21	H27.4.1	北名古屋市
20	知多市	85,061	477,000	20	H28.4.1	477,000	20	H28.4.1	480,000	20	R2.4.1	480,000	20	R2.4.1	知多市
21	尾張旭市	84,135	463,000	22	H27.4.1	463,000	23	H27.4.1	464,000	22	R2.4.1	464,000	22	R2.4.1	尾張旭市
22	蒲郡市	79,558	489,000	14	H22.4.1	489,000	16	H22.4.1	489,000	16	H22.4.1	489,000	16	H22.4.1	蒲郡市
23	犬山市	73,268	487,000	15	H25.4.1	487,000	17	H25.4.1	487,000	17	H25.4.1	487,000	17	H25.4.1	犬山市
24	碧南市	72,765	503,000	12	H15.4.1	503,000	12	H15.4.1	503,000	12	H15.4.1	503,000	12	H15.4.1	碧南市
25	知立市	72,277	426,000	31	H24.4.1	426,000	31	H24.4.1	426,000	33	H24.4.1	426,000	33	H24.4.1	知立市
26	清須市	69,239	425,000	32	H18.5.1	425,000	32	H18.5.1	425,000	34	H18.5.1	425,000	34	H18.5.1	清須市
27	豊明市	68,839	445,000	27	H24.4.1	445,000	28	H24.4.1	445,000	28	H24.4.1	445,000	28	H24.4.1	豊明市
28	愛西市	62,426	450,000	25	H17.4.1	450,000	26	H17.4.1	454,000	25	R2.4.1	454,000	25	R2.4.1	愛西市
29	津島市	61,415	441,000	29	H25.4.1	441,000	30	H25.4.1	441,000	29	H25.4.1	441,000	29	H25.4.1	津島市
30	みよし市	61,277	425,000	32	H25.4.1	425,000	32	H27.4.1	425,000	34	H27.4.1	425,000	34	H27.4.1	みよし市
31	田原市	60,609	400,000	36	H27.4.1	420,000	35	H29.4.1	430,000	30	H31.4.1	430,000	30	H31.4.1	田原市
32	長久手市	60,035	423,000	34	H24.4.1	423,000	34	H24.4.1	429,000	31	R2.4.1	429,000	31	R2.4.1	長久手市
33	常滑市	58,781	442,000	28	H28.4.1	442,000	29	H28.4.1	429,000	31	H31.4.1	429,000	31	H31.4.1	常滑市
34	高浜市	49,257	387,000	37	H7.1.1	387,000	37	H7.1.1	387,000	37	H7.1.1	387,000	37	H7.1.1	高浜市
35	岩倉市	47,992	462,000	23	H10.10.1	462,000	24	H10.10.1	462,000	24	H10.10.1	462,000	24	H10.10.1	岩倉市
36	新城市	44,937	409,000	35	H17.10.1	409,000	36	H17.10.1	409,000	36	H17.10.1	409,000	36	H17.10.1	新城市
37	弥富市	44,221	446,000	26	H25.4.1	446,000	27	H25.4.1	446,000	27	H25.4.1	446,000	27	H25.4.1	弥富市
	37市平均	130,890	488,432			491,216			491,811			491,811			37市平均

◆県内議会議員の報酬月額推移(本市報酬審議会開催年における比較)



(単位 円)

人口順	市名	人口 (R3.4.1)	平成28年度			平成30年度			令和2年度			令和3年度			市名
			報酬月額	順位	適用年月日	報酬月額	順位	適用年月日	報酬月額	順位	適用年月日	報酬月額	順位	適用年月日	
1	豊田市	424,500	629,000	1	H21.12.1	637,000	1	H29.4.1	642,000	1	H31.4.1	642,000	1	H31.4.1	豊田市
2	岡崎市	387,021	590,000	2	H27.4.1	614,000	2	H29.4.1	617,000	2	H31.4.1	617,000	2	H31.4.1	岡崎市
3	一宮市	385,777	545,000	4	H27.5.1	545,000	4	H27.5.1	545,000	4	H27.5.1	545,000	4	H27.5.1	一宮市
4	豊橋市	376,478	585,000	3	H27.4.1	585,000	3	H27.4.1	585,000	3	H27.4.1	585,000	3	H27.4.1	豊橋市
5	春日井市	311,293	532,000	5	H27.4.1	536,000	5	H30.4.1	536,000	5	H30.4.1	536,000	5	H30.4.1	春日井市
6	安城市	188,693	477,000	10	H27.4.1	480,000	9	H30.4.1	480,000	9	H30.4.1	480,000	9	H30.4.1	安城市
7	豊川市	185,884	479,000	9	H22.4.1	479,000	10	H22.4.1	479,000	10	H22.4.1	479,000	10	H22.4.1	豊川市
8	西尾市	171,899	455,000	15	H24.4.1	455,000	16	H24.4.1	455,000	16	H24.4.1	455,000	16	H24.4.1	西尾市
9	刈谷市	150,617	481,000	8	H28.4.1	487,000	7	H29.4.1	487,000	7	H29.4.1	487,000	7	H29.4.1	刈谷市
10	小牧市	152,944	504,000	6	H12.4.1	504,000	6	H12.4.1	504,000	6	H12.4.1	504,000	6	H12.4.1	小牧市
11	稲沢市	137,154	483,000	7	H28.4.1	483,000	8	H28.4.1	483,000	8	H28.4.1	483,000	8	H28.4.1	稲沢市
12	瀬戸市	129,900	450,000	17	H24.4.1	451,000	17	H30.4.1	451,000	17	H30.4.1	451,000	17	H30.4.1	瀬戸市
13	半田市	119,428	450,000	17	H22.4.1	460,000	13	H30.4.1	460,000	13	H30.4.1	460,000	13	H30.4.1	半田市
14	東海市	114,511	465,000	12	H27.4.1	465,000	12	H27.4.1	467,000	12	H31.4.1	467,000	12	H31.4.1	東海市
15	江南市	100,749	460,000	13	H24.4.1	450,000	18	H30.4.1	450,000	18	H30.4.1	450,000	18	H30.4.1	江南市
16	大府市	91,952	451,000	16	H27.4.1	458,000	14	H30.4.1	458,000	14	H30.4.1	458,000	14	H30.4.1	大府市
17	日進市	90,154	416,000	25	H22.4.1	430,000	23	H29.4.1	430,000	23	H29.4.1	430,000	23	H29.4.1	日進市
18	あま市	88,673	405,000	26	H28.4.1	405,000	26	H28.4.1	405,000	26	H28.4.1	405,000	26	H28.4.1	あま市
19	北名古屋	85,584	431,000	21	H27.4.1	431,000	21	H27.4.1	431,000	21	H27.4.1	431,000	21	H27.4.1	北名古屋
20	知多市	85,488	445,000	20	H28.4.1	445,000	20	H28.4.1	448,000	19	R2.4.1	448,000	19	R2.4.1	知多市
21	尾張旭市	83,372	425,000	23	H27.4.1	425,000	24	H27.4.1	426,000	24	R2.4.1	426,000	24	R2.4.1	尾張旭市
22	蒲郡市	80,379	457,000	14	H22.4.1	457,000	15	H22.4.1	457,000	15	H22.4.1	457,000	15	H22.4.1	蒲郡市
23	犬山市	74,326	472,000	11	H25.4.1	472,000	11	H25.4.1	472,000	11	H25.4.1	472,000	11	H25.4.1	犬山市
24	碧南市	72,762	448,000	19	H15.4.1	448,000	19	H15.4.1	448,000	19	H15.4.1	448,000	19	H15.4.1	碧南市
25	知立市	71,771	405,000	26	H24.4.1	405,000	26	H24.4.1	405,000	26	H24.4.1	405,000	26	H24.4.1	知立市
26	清須市	67,077	405,000	26	H18.5.1	405,000	26	H18.5.1	405,000	26	H18.5.1	405,000	26	H18.5.1	清須市
27	豊明市	68,728	405,000	26	H24.4.1	405,000	26	H24.4.1	405,000	26	H24.4.1	405,000	26	H24.4.1	豊明市
28	愛西市	62,642	400,000	31	H17.4.1	400,000	31	H17.4.1	404,000	30	R2.4.1	404,000	30	R2.4.1	愛西市
29	津島市	62,902	417,000	24	H25.4.1	417,000	25	H25.4.1	417,000	25	H25.4.1	417,000	25	H25.4.1	津島市
30	みよし市	61,070	375,000	33	H25.4.1	375,000	34	H25.4.1	385,000	34	R2.4.1	385,000	34	R2.4.1	みよし市
31	田原市	62,841	360,000	37	H27.4.1	380,000	33	H29.4.1	390,000	33	H31.4.1	390,000	33	H31.4.1	田原市
32	長久手市	57,394	362,000	35	H24.4.1	362,000	36	H24.4.1	367,000	36	R2.4.1	367,000	36	R2.4.1	長久手市
33	常滑市	58,960	404,000	30	H28.4.1	404,000	30	H28.4.1	392,000	32	H31.4.1	392,000	32	H31.4.1	常滑市
34	高浜市	48,292	361,000	36	H7.1.1	361,000	37	H7.1.1	361,000	37	H7.1.1	361,000	37	H7.1.1	高浜市
35	岩倉市	47,849	431,000	21	H10.10.1	431,000	21	H10.10.1	431,000	21	H10.10.1	431,000	21	H10.10.1	岩倉市
36	新城市	47,084	372,000	34	H17.10.1	372,000	35	H17.10.1	372,000	35	H17.10.1	372,000	35	H17.10.1	新城市
37	弥富市	44,272	397,000	32	H25.4.1	398,000	32	H28.10.1	398,000	31	H28.10.1	398,000	31	H28.10.1	弥富市
	37市平均	131,092	449,432			451,811			452,649			452,649			37市平均

◆令和2年度県内各市の歳入歳出決算額等の状況(普通会計ベース)

人口順	市名	人口 (R3.4.1)	歳出総額 (千円)	順位	歳入総額 (千円) (A)	順位	うち一般財源 (千円) (B)	割合 (B/A)	順位	うち市税 (千円) (C)	割合 (C/A)	順位	財政力指数 (3か年平均) H30-R2	順位	経常収支比率	順位	実質公債費比率 (3か年平均) H30-R2	順位	市名
1	豊田市	421,280	239,387,199	1	253,256,587	1	120,772,143	47.7 %	6	106,952,270	42.2 %	7	1.39	2	77.1 %	1	2.3 %	18	豊田市
2	岡崎市	386,252	171,145,370	3	178,369,123	3	77,963,888	43.7 %	16	70,828,863	39.7 %	14	1.04	11	88.8 %	16	△ 0.6 %	5	岡崎市
3	一宮市	383,582	158,320,264	4	162,815,170	4	69,658,274	42.8 %	19	51,377,311	31.6 %	29	0.83	31	91.0 %	26	3.5 %	24	一宮市
4	豊橋市	373,833	174,728,401	2	179,939,648	2	73,500,802	40.8 %	31	65,636,420	36.5 %	20	1.00	14	87.6 %	13	3.8 %	26	豊橋市
5	春日井市	310,317	139,447,661	5	139,996,599	5	58,444,905	41.7 %	26	51,496,609	36.8 %	19	0.98	16	95.3 %	35	4.8 %	30	春日井市
6	安城市	189,877	100,022,118	6	105,479,358	6	43,263,551	41.0 %	29	39,544,818	37.5 %	17	1.28	5	79.3 %	2	0.2 %	12	安城市
7	豊川市	186,554	86,530,858	7	89,649,950	7	37,731,375	42.1 %	23	28,523,258	31.8 %	28	0.87	29	92.9 %	32	△ 1.5 %	3	豊川市
8	西尾市	171,173	76,669,313	8	80,307,199	9	37,099,906	46.2 %	11	31,906,386	39.7 %	13	0.98	16	86.8 %	11	1.6 %	16	西尾市
9	刈谷市	152,673	74,832,014	10	83,237,781	8	39,038,556	46.9 %	9	36,290,416	43.6 %	4	1.33	3	81.2 %	3	△ 2.7 %	1	刈谷市
10	小牧市	151,920	76,583,801	9	79,275,308	10	34,894,021	44.0 %	15	32,049,231	40.4 %	11	1.25	6	88.7 %	15	0.0 %	10	小牧市
11	稲沢市	135,941	65,353,923	11	67,329,542	11	28,212,023	41.9 %	24	21,850,372	32.5 %	26	0.89	26	88.4 %	14	2.8 %	21	稲沢市
12	瀬戸市	129,096	55,005,552	13	57,985,230	13	23,564,125	40.6 %	32	18,876,881	32.6 %	25	0.88	27	86.5 %	10	2.3 %	18	瀬戸市
13	半田市	119,102	52,871,903	14	55,149,397	14	26,050,526	47.2 %	7	23,970,227	43.5 %	5	0.98	16	83.6 %	7	0.0 %	10	半田市
14	東海市	114,615	59,544,379	12	63,565,057	12	30,780,727	48.4 %	3	29,263,656	46.0 %	1	1.29	4	82.7 %	6	△ 0.1 %	8	東海市
15	江南市	99,948	41,559,076	18	42,440,308	18	18,071,219	42.6 %	20	13,078,175	30.8 %	30	0.81	33	90.1 %	21	3.6 %	25	江南市
16	大府市	92,881	46,726,889	15	48,269,421	15	20,659,561	42.8 %	18	19,052,165	39.5 %	16	1.14	8	81.9 %	5	△ 1.5 %	3	大府市
17	日進市	92,562	35,962,305	25	37,355,742	25	18,089,653	48.4 %	2	16,042,217	42.9 %	6	1.05	10	83.9 %	8	1.0 %	14	日進市
18	あま市	89,045	41,739,010	17	42,498,502	17	17,395,267	40.9 %	30	11,242,246	26.5 %	35	0.74	35	90.6 %	24	6.2 %	35	あま市
19	北名古屋	86,181	40,252,333	19	41,630,627	19	16,874,497	40.5 %	33	13,641,131	32.8 %	23	0.91	23	98.3 %	37	5.5 %	34	北名古屋
20	知多市	85,061	36,678,675	23	38,159,892	22	17,548,858	46.0 %	12	15,725,476	41.2 %	10	0.97	21	91.5 %	29	0.6 %	13	知多市
21	尾張旭市	84,135	34,855,790	27	35,800,042	27	14,959,245	41.8 %	25	12,563,448	35.1 %	21	0.92	22	87.1 %	12	3.4 %	23	尾張旭市
22	蒲郡市	79,558	42,543,387	16	46,290,516	16	16,848,988	36.4 %	36	13,746,346	29.7 %	33	0.87	29	89.3 %	19	△ 0.4 %	6	蒲郡市
23	犬山市	73,268	35,225,452	26	36,370,387	26	14,152,868	38.9 %	35	11,676,188	32.1 %	27	0.91	23	96.1 %	36	4.9 %	31	犬山市
24	碧南市	72,765	38,418,006	20	41,340,465	20	19,410,632	47.0 %	8	18,040,013	43.6 %	3	1.21	7	91.6 %	30	1.9 %	17	碧南市
25	知立市	72,277	30,900,539	30	32,000,163	30	13,716,001	42.9 %	17	12,765,976	39.9 %	12	1.00	14	91.3 %	28	2.3 %	18	知立市
26	清須市	69,239	36,297,033	24	37,855,420	23	15,596,239	41.2 %	28	12,378,892	32.7 %	24	0.88	27	93.8 %	33	1.5 %	15	清須市
27	豊明市	68,839	31,292,354	29	32,565,546	29	13,461,694	41.3 %	27	10,956,780	33.6 %	22	0.90	25	85.9 %	9	△ 0.3 %	7	豊明市
28	愛西市	62,426	30,187,819	31	31,375,671	31	14,559,025	46.4 %	10	7,746,744	24.7 %	36	0.63	36	90.7 %	25	4.1 %	27	愛西市
29	津島市	61,415	28,639,635	33	29,768,322	33	12,643,270	42.5 %	21	8,798,138	29.6 %	34	0.77	34	88.8 %	16	4.1 %	27	津島市
30	みよし市	61,277	31,684,958	28	35,016,982	28	16,902,199	48.3 %	4	15,546,878	44.4 %	2	1.40	1	81.5 %	4	3.0 %	22	みよし市
31	田原市	60,609	36,683,864	22	37,758,187	24	16,978,422	45.0 %	14	14,135,412	37.4 %	18	1.01	13	90.3 %	23	4.9 %	31	田原市
32	長久手市	60,035	27,695,238	34	28,244,916	34	12,776,542	45.2 %	13	11,798,074	41.8 %	8	1.09	9	91.0 %	26	△ 1.7 %	2	長久手市
33	常滑市	58,781	37,923,488	21	39,225,976	21	13,007,239	33.2 %	37	11,732,912	29.9 %	32	0.98	16	93.9 %	34	12.3 %	37	常滑市
34	高浜市	49,257	22,801,476	35	23,561,107	35	9,980,523	42.4 %	22	9,355,012	39.7 %	15	1.02	12	89.5 %	20	△ 0.1 %	8	高浜市
35	岩倉市	47,992	21,638,932	36	22,968,026	36	9,304,065	40.5 %	34	7,014,438	30.5 %	31	0.82	32	89.0 %	18	4.3 %	29	岩倉市
36	新城市	44,937	29,218,593	32	30,157,596	32	14,474,637	48.0 %	5	7,157,346	23.7 %	37	0.57	37	92.0 %	31	6.6 %	36	新城市
37	弥富市	44,221	19,865,092	37	20,551,176	37	10,523,763	51.2 %	1	8,523,983	41.5 %	9	0.98	16	90.2 %	22	5.4 %	33	弥富市
	37市平均	130,890	62,411,695		65,069,215		28,348,898	43.5 %		24,088,776	36.2 %		0.99		88.6 %		2.4 %		37市平均

一般財源	地方自治体の財源のうち、収入した時点でその用途が特定されていないで、地方自治体の裁量によって自由に使用できる財源。 地方税、地方譲与税、地方特例交付金および地方交付税が一般財源とされます。
財政力指数(3か年平均)	地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 数値が高いほど、財源に余裕があるといえ、この数値が「1」以上の団体は、普通交付税の不交付団体となります。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費及び公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする 毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補てん債特例分等の合計額に占める割合。 経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているのを見るもので、都市にあっては75%から80%が標準、80%を著しく超えると財政構造の硬直化が進んでいることを表します。
実質公債費比率(3か年平均)	公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として用いられるもので、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合。 早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%であり、過去3年間の平均が18.0%を超える団体は地方債発行の際に許可が必要とされています。

◆令和2年度県内各市の決算からみる人件費比率等の状況(普通会計ベース)

人口順	市名	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円) (A)	標準財政規模 (千円) (B)	市税 (千円) (C)	普通建設事業費 (千円) (D)	対歳出総額		※差額は「共済、退手、非常勤委員報酬」			対人件費		対標準財政規模		対歳出総額		対市税	
							普通建設比率 (%) (D/A)	順位 (高)	人件費 (千円) (E)	うち職員給	うち特別職給 ・市長 ・副市長 ・教育長 (F)	特別職給比率 (%) (F/E)	順位 (低)	人件費比率 (%) (E/B)	順位 (低)	人件費比率 (%) (E/A)	順位 (低)	人件費比率 (%) (E/C)	順位 (低)
1	豊田市	253,256,587	239,387,199	126,223,605	106,952,270	46,082,535	19.3	2	30,069,224	18,688,676	(公表前)	-	-	23.8	4	12.6	15	28.1	7
2	岡崎市	178,369,123	171,145,370	77,737,003	70,828,863	18,631,936	10.9	13	22,784,036	14,607,453	"	-	-	29.3	23	13.3	22	32.2	13
3	一宮市	162,815,170	158,320,264	74,858,245	51,377,311	9,876,791	6.2	33	20,631,808	13,100,035	"	-	-	27.6	19	13.0	21	40.2	26
4	豊橋市	179,939,648	174,728,401	74,283,455	65,636,420	22,539,152	12.9	10	21,003,637	13,383,155	"	-	-	28.3	21	12.0	10	32.0	12
5	春日井市	139,996,599	139,447,661	59,811,100	51,496,609	15,166,012	10.9	13	15,855,008	11,110,532	"	-	-	26.5	13	11.4	4	30.8	11
6	安城市	105,479,358	100,022,118	43,260,139	39,544,818	14,992,618	15.0	7	10,500,557	6,612,722	"	-	-	24.3	6	10.5	3	26.6	5
7	豊川市	89,649,950	86,530,858	39,985,793	28,523,258	8,687,571	10.0	18	12,114,040	7,482,578	"	-	-	30.3	26	14.0	27	42.5	30
8	西尾市	80,307,199	76,669,313	37,434,999	31,906,386	8,605,559	11.2	12	11,316,175	6,606,859	"	-	-	30.2	25	14.8	30	35.5	18
9	刈谷市	83,237,781	74,832,014	37,729,762	36,290,416	9,737,003	13.0	9	9,673,237	5,693,640	"	-	-	25.6	9	12.9	19	26.7	6
10	小牧市	79,275,308	76,583,801	36,124,172	32,049,231	11,722,589	15.3	6	9,025,479	5,394,244	"	-	-	25.0	8	11.8	8	28.2	8
11	稲沢市	67,329,542	65,353,923	29,114,831	21,850,372	11,162,427	17.1	3	7,961,445	5,053,895	"	-	-	27.3	17	12.2	11	36.4	22
12	瀬戸市	57,985,230	55,005,552	24,814,795	18,876,881	4,682,459	8.5	26	6,833,783	4,156,587	"	-	-	27.5	18	12.4	12	36.2	21
13	半田市	55,149,397	52,871,903	26,042,591	23,970,227	4,678,483	8.8	23	6,072,869	3,475,839	"	-	-	23.3	3	11.5	5	25.3	2
14	東海市	63,565,057	59,544,379	30,588,683	29,263,656	5,738,563	9.6	20	8,297,523	4,945,250	"	-	-	27.1	16	13.9	26	28.4	9
15	江南市	42,440,308	41,559,076	19,186,922	13,078,175	3,405,513	8.2	27	5,683,262	3,237,798	"	-	-	29.6	24	13.7	25	43.5	33
16	大府市	48,269,421	46,726,889	19,639,248	19,052,165	4,577,236	9.8	19	6,289,180	3,660,879	"	-	-	32.0	29	13.5	23	33.0	15
17	日進市	37,355,742	35,962,305	18,063,927	16,042,217	1,558,058	4.3	37	4,649,428	2,813,938	"	-	-	25.7	11	12.9	19	29.0	10
18	あま市	42,498,502	41,739,010	18,424,835	11,242,246	3,750,362	9.0	22	4,799,843	2,680,521	"	-	-	26.1	12	11.5	5	42.7	31
19	北名古屋市	41,630,627	40,252,333	17,817,060	13,641,131	2,178,272	5.4	35	5,066,165	2,744,873	"	-	-	28.4	22	12.6	15	37.1	23
20	知多市	38,159,892	36,678,675	17,733,947	15,725,476	2,438,431	6.6	30	6,278,324	3,588,163	"	-	-	35.4	36	17.1	35	39.9	25
21	尾張旭市	35,800,042	34,855,790	15,675,233	12,563,448	3,213,692	9.2	21	5,223,480	3,101,175	"	-	-	33.3	34	15.0	31	41.6	28
22	蒲郡市	46,290,516	42,543,387	17,745,536	13,746,346	3,709,063	8.7	24	5,762,278	3,627,134	"	-	-	32.5	30	13.5	23	41.9	29
23	犬山市	36,370,387	35,225,452	15,205,715	11,676,188	3,057,635	8.7	24	5,023,841	3,064,145	"	-	-	33.0	31	14.3	29	43.0	32
24	碧南市	41,340,465	38,418,006	19,093,058	18,040,013	2,473,190	6.4	31	4,584,434	2,554,883	"	-	-	24.0	5	11.9	9	25.4	3
25	知立市	32,000,163	30,900,539	13,985,007	12,765,976	3,173,215	10.3	17	4,372,864	2,429,901	"	-	-	31.3	28	14.2	28	34.3	17
26	清須市	37,855,420	36,297,033	16,553,546	12,378,892	5,574,167	15.4	5	4,235,280	2,252,305	"	-	-	25.6	9	11.7	7	34.2	16
27	豊明市	32,565,546	31,292,354	14,295,453	10,956,780	1,969,071	6.3	32	3,948,126	2,038,907	"	-	-	27.6	19	12.6	15	36.0	20
28	愛西市	31,375,671	30,187,819	15,206,217	7,746,744	2,436,611	8.1	28	3,760,784	2,446,366	"	-	-	24.7	7	12.5	13	48.5	36
29	津島市	29,768,322	28,639,635	13,351,507	8,798,138	1,440,344	5.0	36	3,572,178	2,425,330	"	-	-	26.8	15	12.5	13	40.6	27
30	みよし市	35,016,982	31,684,958	17,672,044	15,546,878	3,672,089	11.6	11	4,066,444	2,301,158	"	-	-	23.0	2	12.8	18	26.2	4
31	田原市	37,758,187	36,683,864	18,069,025	14,135,412	6,005,243	16.4	4	6,342,034	3,889,416	"	-	-	35.1	35	17.3	36	44.9	34
32	長久手市	28,244,916	27,695,238	12,660,447	11,798,074	3,026,282	10.9	13	4,205,501	2,280,216	"	-	-	33.2	33	15.2	33	35.6	19
33	常滑市	39,225,976	37,923,488	14,363,471	11,732,912	9,181,440	24.2	1	3,826,519	2,233,785	"	-	-	26.6	14	10.1	2	32.6	14
34	高浜市	23,561,107	22,801,476	9,601,979	9,355,012	2,495,201	10.9	13	2,031,815	1,234,518	"	-	-	21.2	1	8.9	1	21.7	1
35	岩倉市	22,968,026	21,638,932	9,829,563	7,014,438	1,503,553	6.9	29	3,256,845	1,915,888	"	-	-	33.1	32	15.1	32	46.4	35
36	新城市	30,157,596	29,218,593	14,924,338	7,157,346	4,317,835	14.8	8	5,443,834	3,467,822	"	-	-	36.5	37	18.6	37	76.1	37
37	弥富市	20,551,176	19,865,092	10,691,613	8,523,983	1,186,215	6.0	34	3,277,332	1,757,448	"	-	-	30.7	27	16.5	34	38.4	24
	37市平均	65,069,215	62,411,695	29,129,699	24,088,776	7,260,714	10.6		8,049,692	4,920,487	-	-	-	28.4		13.3		36.3	

◆一般会計歳入決算の状況

(単位 千円)

区 分		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率
自主財源	市 税	27,451,633	15.7 %	25,330,252	△ 7.7 %	27,173,836	7.3 %	27,259,314	0.3 %	27,370,000	0.4 %
	分担金及び負担金	1,289,913	5.5	1,195,550	△ 7.3	949,415	△ 20.6	957,742	0.9	987,356	3.1
	使用料及び手数料	738,780	8.2	811,523	9.8	1,001,167	23.4	1,006,180	0.5	986,688	△ 1.9
	財産収入	76,418	△ 62.2	144,388	88.9	123,919	△ 14.2	109,582	△ 11.6	383,410	249.9
	寄附金	35,497	200.8	14,269	△ 59.8	24,043	68.5	13,704	△ 43.0	43,274	215.8
	繰入金	854,882	△ 41.1	766,755	△ 10.3	163,257	△ 78.7	147,058	△ 9.9	2,636,359	1,692.7
	繰越金	2,096,890	17.0	1,931,461	△ 7.9	1,850,422	△ 4.2	3,012,261	62.8	2,975,166	△ 1.2
	諸収入	2,323,096	△ 48.4	3,623,402	56.0	2,587,686	△ 28.6	2,576,764	△ 0.4	2,794,894	8.5
自主財源計		34,867,109	3.8	33,817,600	△ 3.0	33,873,745	0.2	35,082,605	3.6	38,177,147	8.8
依存財源計		13,599,810	5.5	19,849,402	46.0	25,339,764	27.7	24,702,405	△ 2.5	23,673,867	△ 4.2
合計		48,466,919	4.3	53,667,002	10.7	59,213,509	10.3	59,785,010	1.0	61,851,014	3.5

区 分		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率
自主財源	市 税	27,594,949	0.8 %	28,483,460	3.2 %	28,257,448	△ 0.8 %	28,632,426	1.3 %	29,279,135	2.3 %
	分担金及び負担金	1,017,869	3.1	1,035,242	1.7	1,006,135	△ 2.8	993,688	△ 1.2	994,601	0.1
	使用料及び手数料	985,222	△ 0.1	969,243	△ 1.6	957,341	△ 1.2	949,758	△ 0.8	971,525	2.3
	財産収入	183,000	△ 52.3	192,523	5.2	200,534	4.2	315,437	57.3	149,658	△ 52.6
	寄附金	53,379	23.4	45,483	△ 14.8	24,298	△ 46.6	16,405	△ 32.5	25,306	54.3
	繰入金	500,834	△ 81.0	1,148,691	129.4	1,935,440	68.5	1,504,574	△ 22.3	2,075,610	38.0
	繰越金	2,206,149	△ 25.8	2,284,263	3.5	2,912,079	27.5	3,967,210	36.2	3,059,080	△ 22.9
	諸収入	2,500,465	△ 10.5	2,446,936	△ 2.1	2,416,296	△ 1.3	2,527,805	4.6	2,613,938	3.4
自主財源計		35,041,867	△ 8.2	36,605,841	4.5	37,709,571	3.0	38,907,303	3.2	39,168,853	0.7
依存財源計		23,389,300	△ 1.2	24,912,534	6.5	26,679,537	7.1	26,453,759	△ 0.8	25,734,988	△ 2.7
合計		58,431,167	△ 5.5	61,518,375	5.3	64,389,108	4.7	65,361,062	1.5	64,903,841	△ 0.7

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率
自主財源	市 税	29,258,985	△ 0.1 %	29,604,222	1.2 %	28,523,258	△ 3.7 %
	分担金及び負担金	993,252	△ 0.1	639,505	△ 35.6	277,214	△ 56.7
	使用料及び手数料	959,820	△ 1.2	941,393	△ 1.9	800,071	△ 15.0
	財産収入	138,637	△ 7.4	194,372	40.2	386,513	98.9
	寄附金	67,971	168.6	31,230	△ 54.1	89,739	187.3
	繰入金	1,401,327	△ 32.5	3,077,417	119.6	2,820,967	△ 8.3
	繰越金	4,622,362	51.1	3,048,742	△ 34.0	3,497,916	14.7
	諸収入	2,993,471	14.5	3,079,784	2.9	2,819,415	△ 8.5
自主財源計		40,435,825	3.2	40,616,665	0.4	39,215,093	△ 3.5
依存財源計		25,340,572	△ 1.5	26,809,020	5.8	50,290,884	87.6
合計		65,776,397	1.3	67,425,685	2.5	89,505,977	32.7

◆本市の市長、副市長、教育長及び議会議員の年収額の推移

(単位 円)

種別	平成20年度					平成21年度					平成22年度					平成23年度					平成24年度				
	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比
		手当率	手当額				手当率 (△0.25)	手当額				手当率 (△0.15)	手当額				手当率	手当額				手当率	手当額		
市長	1,073,000	3.35	5,212,097	18,088,097	0	据え置き	3.10	4,823,135	17,699,135	△ 388,962	1,069,000	2.95	4,572,647	17,400,647	△ 298,488	据え置き	据え置き	4,572,647	17,400,647	0	据え置き	据え置き	4,572,647	17,400,647	0
副市長	877,000	3.35	4,260,027	14,784,027	0	据え置き	3.10	3,942,115	14,466,115	△ 317,912	874,000	2.95	3,738,535	14,226,535	△ 239,580	据え置き	据え置き	3,738,535	14,226,535	0	据え置き	据え置き	3,738,535	14,226,535	0
教育長	755,000	3.35	3,667,412	12,727,412	0	据え置き	3.10	3,393,725	12,453,725	△ 273,687	753,000	2.95	3,220,957	12,256,957	△ 196,768	据え置き	据え置き	3,220,957	12,256,957	0	据え置き	据え置き	3,220,957	12,256,957	0
議長	564,000	3.35	2,739,630	9,507,630	0	据え置き	3.10	2,535,180	9,303,180	△ 204,450	562,000	2.95	2,403,955	9,147,955	△ 155,225	据え置き	据え置き	2,403,955	9,147,955	0	据え置き	据え置き	2,403,955	9,147,955	0
副議長	514,000	3.35	2,496,755	8,664,755	0	据え置き	3.10	2,310,430	8,478,430	△ 186,325	512,000	2.95	2,190,080	8,334,080	△ 144,350	据え置き	据え置き	2,190,080	8,334,080	0	据え置き	据え置き	2,190,080	8,334,080	0
議員	480,000	3.35	2,331,600	8,091,600	0	据え置き	3.10	2,157,600	7,917,600	△ 174,000	479,000	2.95	2,048,922	7,796,922	△ 120,678	据え置き	据え置き	2,048,922	7,796,922	0	据え置き	据え置き	2,048,922	7,796,922	0

種別	平成25年度					平成26年度					平成27年度					平成28年度					平成29年度				
	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比
		手当率	手当額				手当率 (+0.15)	期末手当額				手当率 (+0.05)	期末手当額				手当率 (+0.10)	手当額				手当率 (+0.05)	手当額		
市長	据え置き	据え置き	4,572,647	17,400,647	0	据え置き	3.10	4,805,155	17,633,155	232,508	据え置き	3.15	4,882,657	17,710,657	77,502	据え置き	3.25	5,037,662	17,865,662	155,005	据え置き	3.30	5,115,165	17,943,165	77,503
副市長	据え置き	据え置き	3,738,535	14,226,535	0	据え置き	3.10	3,928,630	14,416,630	190,095	据え置き	3.15	3,991,995	14,479,995	63,365	据え置き	3.25	4,118,725	14,606,725	126,730	据え置き	3.30	4,182,090	14,670,090	63,365
教育長	据え置き	据え置き	3,220,957	12,256,957	0	据え置き	3.10	3,384,735	12,420,735	163,778	据え置き	3.15	3,439,327	12,475,327	54,592	768,000	3.25	3,619,200	12,835,200	359,873	据え置き	3.30	3,674,880	12,890,880	55,680
議長	据え置き	据え置き	2,403,955	9,147,955	0	据え置き	3.10	2,526,190	9,270,190	122,235	据え置き	3.15	2,566,935	9,310,935	40,745	据え置き	3.25	2,648,425	9,392,425	81,490	据え置き	3.30	2,689,170	9,433,170	40,745
副議長	据え置き	据え置き	2,190,080	8,334,080	0	据え置き	3.10	2,301,440	8,445,440	111,360	据え置き	3.15	2,338,560	8,482,560	37,120	据え置き	3.25	2,412,800	8,556,800	74,240	据え置き	3.30	2,449,920	8,593,920	37,120
議員	据え置き	据え置き	2,048,922	7,796,922	0	据え置き	3.10	2,153,105	7,901,105	104,183	据え置き	3.15	2,187,832	7,935,832	34,727	据え置き	3.25	2,257,287	8,005,287	69,455	据え置き	3.30	2,292,015	8,040,015	34,728

種別	平成30年度					令和元年度					令和2年度					令和3年度(給与改定後)				
	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比	給料 (報酬) 月額	期末手当(年額)		年収	年収 対前年比
		手当率 (+0.05)	手当額				手当率 (+0.05)	手当額				手当率 (△0.05)	手当額				手当率 (△0.10)	手当額		
市長	据え置き	3.35	5,192,667	18,020,667	77,502	据え置き	3.40	5,270,170	18,098,170	77,503	据え置き	3.35	5,192,667	18,020,667	△ 77,503	据え置き	3.25	5,037,662	17,865,662	△ 155,005
副市長	据え置き	3.35	4,245,455	14,733,455	63,365	据え置き	3.40	4,308,820	14,796,820	63,365	据え置き	3.35	4,245,455	14,733,455	△ 63,365	据え置き	3.25	4,118,725	14,606,725	△ 126,730
教育長	据え置き	3.35	3,730,560	12,946,560	55,680	据え置き	3.40	3,786,240	13,002,240	55,680	据え置き	3.35	3,730,560	12,946,560	△ 55,680	据え置き	3.25	3,619,200	12,835,200	△ 111,360
議長	据え置き	3.35	2,729,915	9,473,915	40,745	据え置き	3.40	2,770,660	9,514,660	40,745	据え置き	3.35	2,729,915	9,473,915	△ 40,745	据え置き	3.25	2,648,425	9,392,425	△ 81,490
副議長	据え置き	3.35	2,487,040	8,631,040	37,120	据え置き	3.40	2,524,160	8,668,160	37,120	据え置き	3.35	2,487,040	8,631,040	△ 37,120	据え置き	3.25	2,412,800	8,556,800	△ 74,240
議員	据え置き	3.35	2,326,742	8,074,742	34,727	据え置き	3.40	2,361,470	8,109,470	34,728	据え置き	3.35	2,326,742	8,074,742	△ 34,728	据え置き	3.25	2,257,287	8,005,287	△ 69,455

◆市税収入の推移

(単位 千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市税収入(千円)	27,451,633	25,330,252	27,173,836	27,259,314	27,370,000	27,594,949	28,483,460	28,257,448	28,632,426	29,279,135	29,258,985	29,604,222	28,523,258
前年度との比較(%)	15.7	△ 7.7	7.3	0.3	0.4	0.8	3.2	△ 0.8	1.3	2.3	△ 0.1	1.2	△ 3.7
うち個人市民税	9,491,469	9,592,956	9,245,581	9,149,825	9,518,118	9,822,742	9,918,906	10,111,540	10,446,967	10,500,194	10,597,048	10,796,073	10,895,113
前年度との比較(%)	14.2	1.1	△ 3.6	△ 1.0	4.0	3.2	1.0	1.9	3.3	0.5	0.9	1.9	0.9
うち法人市民税	3,565,249	1,305,757	1,678,391	1,811,816	2,083,509	1,715,630	2,272,037	1,795,185	1,493,726	1,773,530	1,835,758	1,676,385	1,184,815
前年度との比較(%)	2.9	△ 63.4	28.5	7.9	15.0	△ 17.7	32.4	△ 21.0	△ 16.8	18.7	3.5	△ 8.7	△ 29.3
(参考)法人事業税交付金													139,497
(参考)前年度との比較(%)													皆増

人事院勧告制度

1 勧告の意義と役割

公務員は、民間企業の勤労者とは異なり、争議権や団体交渉権など憲法で保障された労働基本権が制約されています。給与勧告は、その代償措置として、公務員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものです。

公務員給与については、納税者である国民の理解と納得を得る必要があることから、人事院が労使当事者以外の第三者の立場に立って、官民給与の精確な比較を基に給与勧告を行うことにより、適正な公務員給与が確保されています。

勧告が実施され、適正な処遇を確保することは、労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。

2 民間準拠の考え方

人事院は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準を均衡させること、すなわち民間準拠を基本に、官民の給与を精密に比較（ラスパイレス方式）した上で、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っています。

人事院が、民間準拠を基本に勧告を行っている理由は、

- ① 国は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難
- ② 職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要
- ③ 職員の給与は国民の負担で賄われている

以上のことなどから、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与に公務員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く国民の理解と納得を得られる方法であると考えられます。

3 対象職員（右記①のとおり）

4 給与勧告の手順（右記②のとおり）

5 勧告の経過及び本市の改定

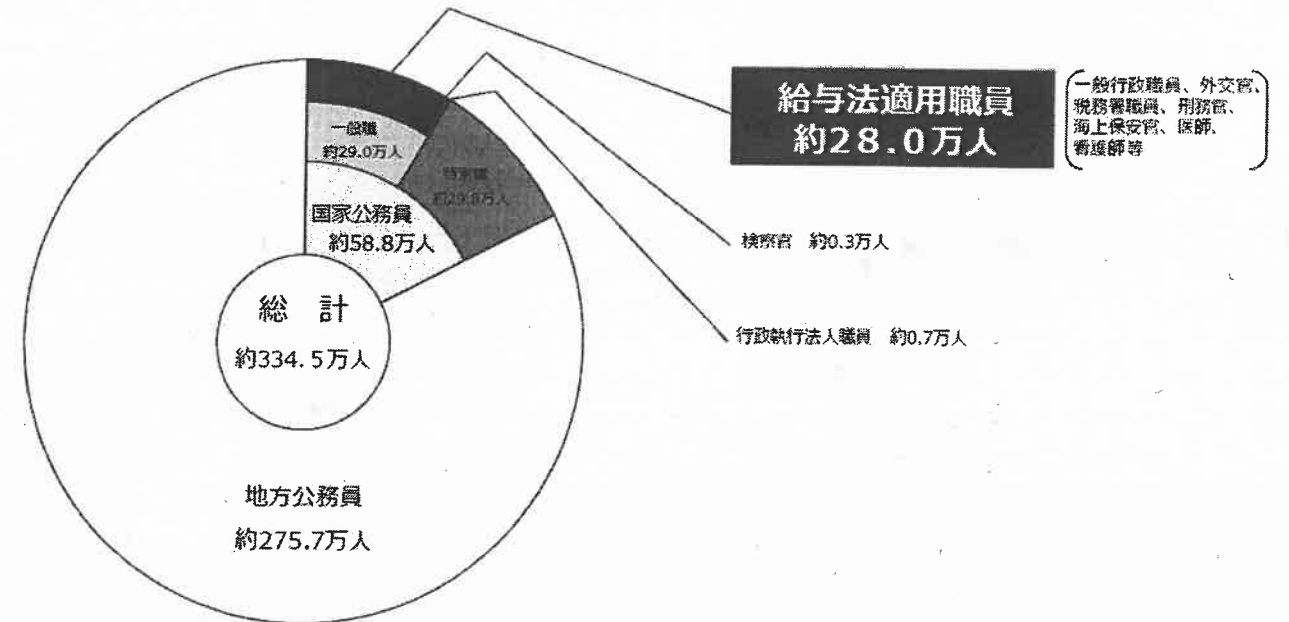
	一般職			本市特別職（市長）	
	国一般職 改定率(%)	本市一般職 改定率(%)	期末勤勉手当 支給率(月)	改定率(%)	期末手当 支給率(月)
平成23年度	▲0.23	▲0.27	3.95	—	2.95
平成24年度	—	—	3.95	—	2.95
平成25年度	—	—	3.95	—	2.95
平成26年度	0.30	0.30	4.10	—	3.10
平成27年度	▲2.00	▲1.91	4.20	—	3.15
	0.40	0.44			
平成28年度	0.20	0.16	4.30	—	3.25
平成29年度	0.20	0.16	4.40	—	3.30
平成30年度	0.20	0.20	4.45	—	3.35
令和元年度	0.10	0.16	4.50	—	3.40
令和2年度	—	—	4.45	—	3.35
令和3年度	—	—	4.30（予定）	—	3.25（予定）

※ 上記の他、平成22年度から平成29年度においては55歳以上の管理職（課長補佐以上）の職員について1.5%の給与減額措置を行って官民較差を解消している。

※ 平成27年度の上段は前年度の勧告に基づく「給与制度の総合的見直し」による給料表水準の引下げ、下段は当年度の勧告に基づく給料表の改定。

給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約58.8万人と、地方公務員約275.7万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約28.0万人です。



(注) 1 国家公務員の数は令和3年度末予定員数による。
2 地方公務員の数は総務省「令和2年度地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

